

た か お よ う ち く か っ せ い か け い か く  
高小用地区活性化計画

広島県  
広島県庄原市

平成21年10月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	高小用地区活性化計画						
都道府県名	広島県	市町村名	庄原市	地区名	高小用地区	計画期間	平成22年～平成25年

## 目 標 :

基盤整備(農業用道路)の実施により、より効率的な農業と安定した農業経営の基盤を整備すると共に、集落法人による経営とすることで離農防止を図ることから、地区の定住人口の減少率を抑制(6.8% 6.7%)させ、地域の活性化を図る。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

本地区は、庄原市の北東部約7kmに位置し、中央を西城川が流れ、国道183号線が通る中間平坦地の農業地帯である。本地区では、平成元年までに10地域営農集団が組織され、各営農集団で農業機械の共同利用や生産調整のブロック・セッションを行ってきた。また平成9年には酪農家のふん尿を堆肥化し、地域資源として有効利用することを目的に「高堆肥センター利用組合」を設立し堆肥センターを同地区に完成させた。平成15年8月には高地区で農事組合法人高下、平成20年には小用地区で農事組合法人ファーム小用を設立し営農を営んでいる。

### 現状と課題

本地区の主要な農作物は主に水稻であるが、従来からの農事法人高下や昨年度設立したファーム小用では飼料用とうもろこしや飼料用牧草、そば等の生産にも取り組んでいる。また耕種農家と畜産農家の連携の仕組みを整備し、堆肥活用の副産物として稲わらを収集・供給する地域循環型農業と、併せて酪農農家と連携した転作飼料作物により、粗飼料の生産に取り組んでいる。堆肥センターで生産された堆肥を水田等に散布し、地域一帯となって土づくりを進めている。本地区は農事法人への取り組みが積極的で、前出の2法人や新たに川西地区でも法人設立の取り組み中である。しかし農林業従事者の高齢化・後継者不足は深刻で、早急な農業基盤の整備による、農業機械の大型化に対応し、若者が後継者として農林業を営める環境の整備が急務となっている。

### 今後の展開方向等

本地区は高地区営農集団連絡協議会を中心に堆肥を利用した循環型農業に早期に着手し実施してきた。農事法人も当初は高下のみであったが、ファーム小用が設立し、川西地区についても設立の方向で進んでいる。庄原市長期総合計画の中でも明記されている、耕畜連携による循環型農業をよりいっそう推進し、環境に配慮した付加価値の高い営農を目指す。また、農業用機械の大型化が進む中で、それに対応し若者が定住し農業を行える環境作りに努める。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
庄原市	高小用2期	基盤整備(農業用道路)	庄原市	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当無し					

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当無し				

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

### 3 活性化計画の区域

高小用地区(広島県庄原市)	区域面積	2,936.6ha
区域設定の考え方		
<p>法第3条第1号関係： 当該地域の総面積2,936.6haのうち農林地面積は2,670.4ha(農地311.2ha、山林2,359.2ha)で90.9%を占め、全体の45.3%の世帯が農家である。以上から、当該地域において農業が重要な役割を担っていると判断した。</p>		
<p>法第3条第2号関係： 本地区では、人口・世帯は平成17年4月に1,553人480戸であったが、平成21年4月では1,447人472戸となり、人口で106人(6.8%)減、世帯数では8戸(1.7%)の減となっている。農林業者の高齢化や担い手不足から、活性化のためには定住条件の改善を促進することが必要不可欠な地域である。</p>		
<p>法第3条第3号関係： 本地区は田園地帯であり、一部地域では住居の近い地域もあるが、場所によっては民家間で100m以上の距離があり、当該地域に市街地を形成している地域は無い。</p>		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項:該当無し

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項:該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
<p>設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準</p>		
<p>設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準</p>		
<p>設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法</p>		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
<p>農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件</p>		
<p>その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項</p>		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画区域内の人口について、計画終了年度の翌年度である平成26年4月1日時点の庄原市住民基本台帳により、市及び県で達成状況を評価する。また評価内容の妥当性について学識経験者等第三者に意見を聴取する。